

備、働き方の見直しに資する労働条件の整備等を内容とする一般事業主行動計画が策定され、これに基づく取組が進められている。

地域行動計画は、5年を1期としてすべての地方公共団体に策定が義務付けられており、都道府県及び市区町村においては、平成21年度中に策定した後期行動計画に基づき、取組が進められた。一方、一般事業主行動計画については、22年12月末現在で策定し、都道府県労働局への届出が義務付けられている従業員301人以上の大企業の93.6%が届出済みとなっている。また、平成23年4月1日から届出等が義務付けられる従業員101人以上300人以下の企業の15.2%が届出済みとなっており、策定・届出が努力義務となっている100人以下の企業においては23,237社が既に届出済みとなっている。さらに、次世代法に基づき企業が行動計画に定めた目標を達成したことなどの一定の基準を満たした場合は、申請を行うことで都道府県労働局長から認定される仕組みが19年4月から開始され、22年12月

末現在で1,016社が認定を受けている。

### (7) 地域福祉計画の策定の支援

福祉サービスを必要とする高齢者を含めた地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう地域福祉の推進に努めている。このため、福祉サービスの適切な利用の推進や福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進等を盛り込んだ地域福祉計画の策定の支援を行った。

なお、平成21年3月末時点で計画が策定済みの自治体は、783(43.5%)であり、前回20年3月末時点調査の698(38.4%)から5.1%増えた。また、今後策定を予定している自治体を含めると、1,090(60.5%)であった。

### 3 学習・社会参加

「学習・社会参加」分野については、高齢社会

図2-3-12 1人当たり医療費の診療種別内訳（全国平均との差）～平成20年度～

